○袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

平成20年10月24日告示第230号

改正

平成21年９月30日告示第185号

平成23年７月５日告示第126号

平成23年９月30日告示第164号

平成24年３月30日告示第82号

平成25年３月29日告示第59号

平成26年12月24日告示第231号

平成30年３月31日告示第63号

令和４年３月31日告示第92号

令和７年３月13日告示第31号

袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、障害者の地域社会における自立生活を促進するため、グループホームの設置者が事業を実施する場合に、その経費の一部に対し、予算の範囲内において、袖ケ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　グループホーム　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第５条第17項に規定する共同生活援助（日中サービス支援型共同生活援助を除く。）を行う事業所をいう。

(２)　障害支援区分　法第４条第４項に規定する区分をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、本市が援護する障害者（以下「対象障害者」という。）が現に入居するグループホームを運営するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、グループホームの運営に要する人件費、運営費等の経費とする。ただし、入居者が負担する食材料費、家賃及び光熱水費等を除く。

２　補助金の額は、別表に定める補助基準額に対象障害者の入居した月数を乗じて得た額の合計額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業所は、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により補助金の交付を申請した対象事業所に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　交付の条件は、次のとおりとする。

(１)　事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(２)　事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(３)　事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

(４)　当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管すること。

(５)　その他市長が必要と認める事項

（承認申請等）

第８条　前条第１号又は第２号の規定により、市長の承認を受けようとする交付の決定を受けた対象事業所（以下「補助事業所」という。）は、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認としたときは、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第４号）により補助事業所に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　実績報告をしようとする補助事業所は、事業の完了した日から起算して30日以内の日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金実績報告書（様式第５号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条　市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業所に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条　補助金の交付を受けようとするときは、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（概算払又は前金払の請求）

第12条　概算払又は前金払による補助金の交付を受けようとするときは、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金（概算払・前金払）請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条　市長は、補助事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　この要綱に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、袖ケ浦市障害者グループホーム運営費補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により補助事業所に通知するものとする。

（返還）

第14条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、補助事業所に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附　則（平成21年告示第185号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成23年告示第126号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成23年告示第164号）

この告示は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成24年告示第82号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年告示第59号）

この告示は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年告示第231号）

（施行期日等）

１　この告示は、公示の日から施行し、平成26年度の予算に係る助成金又は補助金から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、改正前の袖ケ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱又は袖ケ浦市障害者グループホーム等運営費等補助金交付要綱の規定により既に提出された申請書その他の手続は、それぞれこの告示の改正後の袖ケ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱又は袖ケ浦市障害者グループホーム等運営費等補助金交付要綱の規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成30年３月31日告示第63号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日告示第92号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月13日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 世話人配置区分 | 定員 | 障害支援区分 | 補助基準額（入居者１人当たりの月額単価）ただし、入退所月は日割り計算とする。 |
| ６：１かつ人員配置体制加算において12：１の加配あり | ４人以下 | 非該当・区分１ | 108,000円 |
| 区分２ | 122,000円 |
| 区分３ | 127,000円 |
| 区分４ | 151,000円 |
| 区分５ | 188,000円 |
| 区分６ | 227,000円 |
| ５人 | 非該当・区分１ | 93,000円 |
| 区分２ | 107,000円 |
| 区分３ | 126,000円 |
| 区分４ | 146,000円 |
| 区分５ | 177,000円 |
| 区分６ | 216,000円 |
| ６人 | 非該当・区分１ | 83,000円 |
| 区分２ | 97,000円 |
| 区分３ | 119,000円 |
| 区分４ | 139,000円 |
| 区分５ | 170,000円 |
| 区分６ | 210,000円 |
| ６：１かつ人員配置体制加算において30：１の加配あり | ４人以下 | 非該当・区分１ | 94,000円 |
| 区分２ | 107,000円 |
| 区分３ | 112,000円 |
| 区分４ | 136,000円 |
| 区分５ | 172,000円 |
| 区分６ | 213,000円 |
| ５人 | 非該当・区分１ | 79,000円 |
| 区分２ | 92,000円 |
| 区分３ | 111,000円 |
| 区分４ | 131,000円 |
| 区分５ | 161,000円 |
| 区分６ | 201,000円 |
| ６人 | 非該当・区分１ | 69,000円 |
| 区分２ | 82,000円 |
| 区分３ | 104,000円 |
| 区分４ | 124,000円 |
| 区分５ | 154,000円 |
| 区分６ | 196,000円 |
| ６：１ | ４人以下 | 非該当・区分１ | 85,000円 |
| 区分２ | 97,000円 |
| 区分３ | 102,000円 |
| 区分４ | 126,000円 |
| 区分５ | 162,000円 |
| 区分６ | 203,000円 |
| ５人 | 非該当・区分１ | 70,000円 |
| 区分２ | 82,000円 |
| 区分３ | 101,000円 |
| 区分４ | 121,000円 |
| 区分５ | 151,000円 |
| 区分６ | 191,000円 |
| ６人 | 非該当・区分１ | 60,000円 |
| 区分２ | 72,000円 |
| 区分３ | 94,000円 |
| 区分４ | 114,000円 |
| 区分５ | 144,000円 |
| 区分６ | 186,000円 |

注）障害者グループホーム運営費補助は法に基づく共同生活援助サービス費、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算を受けている場合は当該金額を除いた額を補助基準額とする。

なお、補助基準額の適用に当たっては、月の初日の世話人配置、定員、障害支援区分によるものとする。